

財源と公平性の確保のために

市税は皆さんの暮らしをより良くするために欠かせないものです。市では、市民サービスのための財源を確保し、期限までに納付している市民との公平性を保つため、滞納の解消に向けたさまざまな取り組みを行っています。

生活を支える財源

市民の皆さんが納付している市税(市民税・固定資産税など)は、福祉や保健など、さまざまな市民サービスを提供する上で欠かせない財源です。滞納は財源の不足を招き、市民生活に支障をきたすほか、期限までに納付している大多数の市民との公平性を欠くことに



なります。

そのため市では、滞納額の削減と徴収率の向上に取り組みんでいます。

過去3年度分の市税の徴収率(一般会計分のみ)の推移は図1の通りです。

口座振替が便利です

市では、口座振替、コンビニ・ペイジー納付、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリを利用した納付など、納付するための手段を増やして利便性の向上に努めています。

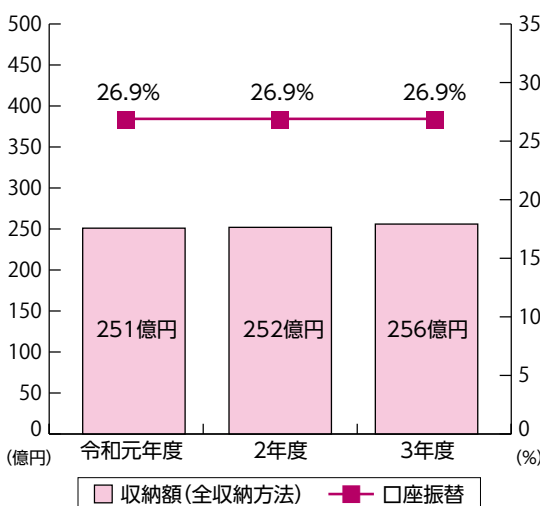
納付には、納め忘れない口座振替をお勧めしています。

過去3年度分の市税収納額と口座振替での納付割合の推移は図2の通りです。

徴収率(県内54市町村中)の推移(図1)

年度	令和元	2	3
徴収率	97.2%	95.4%	97.8%
県内順位	11位	20位	9位

市税収納額(現年)と口座振替での納付割合の推移(図2)



滞納者には差し押さえも

市税などが滞納となり、督促状の送付や催告で納付を促しても納付されない場合や、完納が見込めない場合は財産を調査し、給与、預貯金、自動車、不動産などを差

し押さえます。

職員が自宅や事務所を捜索し、現金や自動車、宝飾品などを差し押さえる場合もあります。

差し押さえられた財産は換価され、滞納している市税に充当されます。過去3年度分の差し押さえ件数は図3の通りです。

納付が困難な場合は

病气や失業など、やむを得ない

理由で一時的に税金を期限内に納めることが困難な場合は、生活状況などを聞き取り、税金の徴収や差し押さえ財産の換価(取り立てや公売など)を猶予する制度を設けています。

納付が困難な場合は、必ず納期限までに納税課(市役所2階)に相談してください。

※くわしくは同課(☎20・1519)へ。

差し押さえ件数(図3)

(単位:件)

年度	令和元	2	3
預貯金	1,341	891	1,267
給与	373	392	409
国税還付金	29	37	9
不動産	13	18	10
そのほか	241	171	170
合計	1,997	1,509	1,865

*債権回収対策室の差し押さえ分を含む